

議案第78号

小松島市事務手数料条例の一部を改正する条例について

小松島市事務手数料条例（平成12年小松島市条例第2号）の一部を別紙のように改正する。

平成27年9月4日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市事務手数料条例の一部を改正する条例

第1条 小松島市事務手数料条例（平成12年小松島市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第35号を第36号とし，第34号を第35号とし，第33号を第34号とし，第32号の次に次の1号を加える。

（33） 通知カードの再交付手数料 1件につき 500円

第2条 小松島市事務手数料条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第32号を次のように改める。

（32） 個人番号カードの再交付手数料 1件につき 800円

附 則

この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から，第2条の規定は平成28年1月1日から施行する。